



県 章

沖縄県公報

定期発行日
毎週火・金曜日
(当日が県の休日に
当たるときは休刊とする。)

目 次

規 則

- 沖縄県営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則 (住宅課) 1

告 示

- 新たに生じた土地の確認 (市町村課) 1
- 字の区域の変更 (市町村課) 2
- 民有保安林の指定 (森林緑地課) 3
- 公有水面埋立ての免許 (漁港漁場課) 3

公 告

- 知事の職務代理者 (秘書課) 4
- 特定調達契約に係る一般競争入札の公告・2件 (県立中部病院) 4
- 沖縄県卸売市場整備計画 (流通政策課) 7
- 大規模小売店舗立地法に基づく市町村等の意見 (商工振興課) 7
- 建設業者の許可の取消し (土木企画課) 7
- 都市計画の変更の案の縦覧・9件 (都市計画・モノレール課) 12

収用委員会事項

- 使用の裁決手続開始の決定 14
- 収用の裁決手続開始の決定 15

規 則

沖縄県営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則をここに公布する。

平成18年 1月24日

沖縄県知事 稲 嶺 恵 一

沖縄県規則第1号

沖縄県営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則

沖縄県営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例 (平成17年沖縄県条例第46号) 附則第1項第2号に掲げる規定の施行期日は、平成18年2月11日とする。

告 示

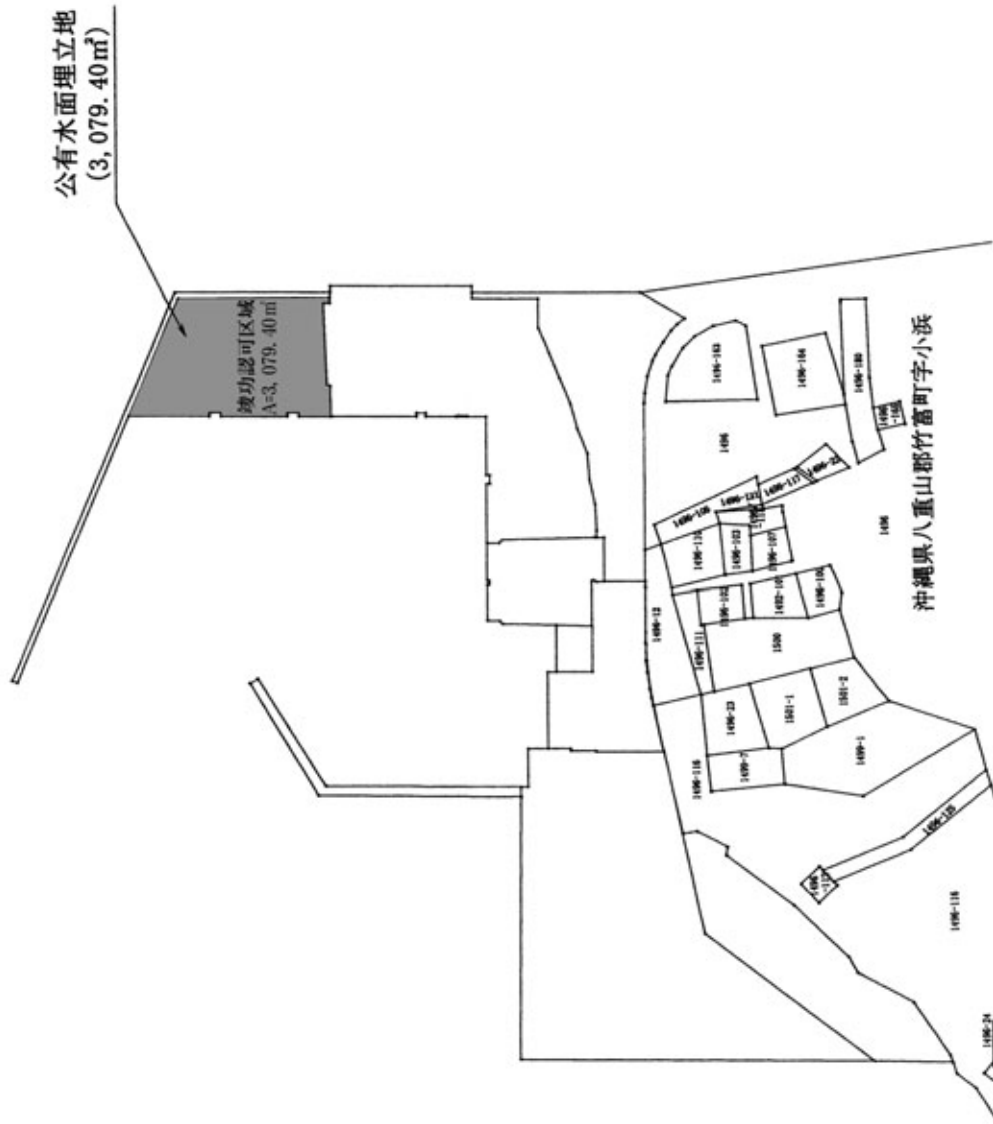
沖縄県告示第56号

地方自治法 (昭和22年法律第67号) 第9条の5第1項の規定により、竹富町長から同町の区域内に新たに生じた次の土地を確認した旨の届出があった。

平成18年 1月24日

沖繩県知事 稲 嶺 恵 一

- 1 土地の所在 別図の公有水面埋立地
 - 2 地積 3,079.40平方メートル
- 別図



沖繩県告示第57号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定により、竹富町長から次のとおり字の区域を変更する旨の届出があった。

平成18年 1月24日

沖繩県知事 稲 嶺 恵 一

平成18年沖繩県告示第56号別図の公有水面埋立地3,079.40平方メートルを竹富町字小浜の区域に編入し、その区域を変更する。

沖縄県告示第58号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のとおり保安林の指定をする。

平成18年 1月24日

沖縄県知事 稲 嶺 惠 一

- 1 保安林の所在場所 名護市字伊差川金川1260番、1261番1（次の図に示す部分に限る。）
- 2 指定の目的 水源のかん養
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る立木の伐採は、択伐とする。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を沖縄県農林水産部森林緑地課及び沖縄県北部林業事務所において縦覧に供する。）

沖縄県告示第59号

公有水面埋立法（大正10年法律第57号）第2条第1項の規定により、公有水面の埋立てを次のとおり免許した。

平成18年 1月24日

沖縄県知事 稲 嶺 惠 一

- 1 埋立免許の年月日及び指令番号 平成18年 1月12日 沖縄県指令農第21号
- 2 免許を受けた者の所在地及び名称並びに代表者の住所及び氏名
 - (1) 免許を受けた者 沖縄県国頭郡今帰仁村字仲宗根219番地 今帰仁村
 - (2) 代表者 沖縄県国頭郡今帰仁村字崎山255番地 今帰仁村長 與那嶺幸人
- 3 埋立区域及び埋立てに関する工事の施行区域
 - (1) 埋立区域
 - ア 位置 今帰仁村字運天松堂原1061番3の地先公有水面
 - イ 区域 次の①の地点から⑪の地点までを順次直線で結ぶ線及び①の地点と⑪の地点とを結ぶ平成16年の秋分の満潮位（DL+2.08メートル）における公有水面と陸地との境界線により囲まれた区域
 - ①の地点 三等三角点（敢8）運天（北緯26度41分05秒9538、東経128度00分16秒8845）から325度04分01秒945.71メートルの地点
 - ②の地点 ①の地点から197度56分31秒16.76メートルの地点
 - ③の地点 ②の地点から287度56分29秒43.25メートルの地点
 - ④の地点 ③の地点から17度56分23秒1.50メートルの地点
 - ⑤の地点 ④の地点から287度56分23秒4.50メートルの地点
 - ⑥の地点 ⑤の地点から197度56分23秒1.50メートルの地点
 - ⑦の地点 ⑥の地点から287度56分30秒45.50メートルの地点
 - ⑧の地点 ⑦の地点から17度56分23秒1.50メートルの地点
 - ⑨の地点 ⑧の地点から287度56分23秒4.50メートルの地点
 - ⑩の地点 ⑨の地点から197度56分23秒1.50メートルの地点
 - ⑪の地点 ⑩の地点から287度56分32秒47.88メートルの地点
 - ウ 面積 2,286.87平方メートル
 - (2) 埋立てに関する工事の施行区域
 - ア 位置 今帰仁村字運天松堂原1061番3の地内及び同地先公有水面
 - イ 区域 次の各地点を順次直線で結んだ線及びAの地点とEの地点とを結んだ線により囲まれた区域
 - Aの地点 三等三角点（敢8）運天（北緯26度41分05秒9538、東経128度00分16秒8845）から329度

45分09秒927.79メートルの地点

Bの地点 Aの地点から197度56分29秒135.00メートルの地点

Cの地点 Bの地点から287度56分29秒263.00メートルの地点

Dの地点 Cの地点から17度56分30秒86.00メートルの地点

Eの地点 Dの地点から62度38分55秒68.94メートルの地点

ウ 面積 34,316.63平方メートル

4 埋立地の用途 漁港施設用地

公 告

この度本職は、海外へ出張するので、平成18年1月27日から2月1日までの間における本職の職務は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第152条第1項の規定により、沖縄県副知事牧野浩隆が代理する。

平成18年1月24日

沖縄県知事 稲 嶺 惠 一

沖縄県が発注する物品等の調達契約のうち、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受けるものについて一般競争入札（以下「入札」という。）に付するので、次のとおり公告する。

平成18年1月24日

沖縄県立中部病院長 平 安 山 英 盛

1 入札に付する事項

- (1) 購入物品及び数量 磁気共鳴断層撮影装置 一式
- (2) 購入物品の特質等 入札説明書及び仕様書による。
- (3) 納入期限 平成18年3月31日（金）
- (4) 納入場所 沖縄県うるま市字宮里281番地 沖縄県立中部病院

2 入札参加資格

- (1) 県が発注する物品の製造、買入れ、売払い等の競争入札に参加する者の資格に関する規程（昭和47年沖縄県告示第69号）に基づく競争入札参加者名簿に登録された者であること。
- (2) 購入物品又はこれと類似する物に係る製造実績又は販売実績を有する者であること。

3 入札者に要求される事項 この入札に参加を希望する者は、2の(2)に掲げる事項を証明する書類及び納入しようとする物品が入札説明書に示す仕様に適合することを証明する書類を審査に必要な書類として平成18年3月1日（水）までに5の(1)の場所に提出すること。

4 入札説明会の日時及び場所 平成18年2月7日（火）午後2時 沖縄県立中部病院会議室

5 入札書の提出場所等

- (1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問い合わせ先 沖縄県立中部病院管理課施設管理係 〒904-2293 うるま市字宮里281番地（電話）098-973-4111
- (2) 入札説明書及び仕様書の交付期間 この公告の日から平成18年2月7日（火）まで
- (3) 入札及び開札の日時並びに場所 平成18年3月7日（火）午後2時 沖縄県立中部病院会議室
- (4) 入札書の提出方法 入札書は、郵送による場合を除き、入札の日までに入札書の提出場所へ持参すること。

なお、電報及び電送による入札は認めない。

- (5) 郵送による入札を希望する場合の入札書の提出期限及び提出方法 平成18年3月6日（月）午後5時までに簡易書留郵便により提出すること。

6 入札保証金 入札金額の100分の5以上の金額を納付すること。ただし、次の(1)又は(2)のいずれかに該当するときは、入札保証金の納付が免除される。

- (1) 保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、その証書を提出する場合
- (2) 過去2年間における本県若しくは本県以外の地方公共団体又は国（独立行政法人、公社及び公団を含

む。)との同種、同規模の契約の履行の証明書を提出する場合

7 入札の無効 次の入札は、無効とする。

- (1) 入札参加資格のない者がした入札
- (2) 同一人が同一事項についてした2通以上の入札
- (3) 2人以上の者から委任を受けた者が行った入札
- (4) 入札書の表記金額を訂正した入札
- (5) 入札書の表記金額、氏名、印影又は重要な文字が誤脱し、又は不明な入札
- (6) 入札条件に違反した入札
- (7) 連合その他不正の行為があった入札
- (8) 入札保証金が所定の金額に達しない者の行った入札

8 落札者の決定方法

- (1) 有効な入札書を提出した者で、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをした者を、落札者とする。
- (2) 落札となるべき同価格の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

9 その他

- (1) 入札及び契約の手續において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨とする。
- (2) その他 詳細は、入札説明書による。
- (3) 仕様に適合していることを確認するための提案書は平成18年2月20日(月)までに提出すること。

10 SUMMARY

- (1) QUANTITY OF ARTICLES TO BE PURCHASED
Magnetic Resonance Scanner 1 set
- (2) DELIVERY DEADLINE
March 31, 2006
- (3) BIDDING EXPLANATION MEETING
2:00 p.m. February 7, 2006
- (4) DATE OF BIDDING
2:00 p.m. March 7, 2006
- (5) PLACE OF CONTACT FOR THE NOTICE
Okinawa Prefectural Chubu Hospital
Address:281 Miyazato,Uruma-city,Okinawa 904-2293 Japan
Telephone:098-973-4111

沖縄県が発注する物品等の調達契約のうち、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手續の特例を定める政令(平成7年政令第372号)の適用を受けるものについて一般競争入札(以下「入札」という。)に付するので、次のとおり公告する。

平成18年1月24日

沖縄県立中部病院長 平安山 英盛

1 入札に付する事項

- (1) 購入物品及び数量 体外式衝撃波結石破碎装置 一式
- (2) 購入物品の特質等 入札説明書及び仕様書による。
- (3) 納入期限 平成18年3月31日(金)
- (4) 納入場所 沖縄県うるま市宇宮里281番地 沖縄県立中部病院

2 入札参加資格

- (1) 県が発注する物品の製造、買入れ、売払い等の競争入札に参加する者の資格に関する規程(昭和47年沖縄県告示第69号)に基づく競争入札参加者名簿に登録された者であること。
- (2) 購入物品又はこれと類似する物に係る製造実績又は販売実績を有する者であること。

3 入札者に要求される事項 この入札に参加を希望する者は、2の(2)に掲げる事項を証明する書類及び

納入しようとする物品が入札説明書に示す仕様に適合することを証明する書類を審査に必要な書類として平成18年3月1日（水）までに5の(1)の場所に提出すること。

4 入札説明会の日時及び場所 平成18年2月7日（火）午後2時20分 沖縄県立中部病院会議室

5 入札書の提出場所等

(1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問い合わせ先 沖縄県立中部病院管理課施設管理係 〒904-2293 うるま市字宮里281番地（電話）098-973-4111

(2) 入札説明書及び仕様書の交付期間 この公告の日から平成18年2月7日（火）まで

(3) 入札及び開札の日時並びに場所 平成18年3月7日（火）午後2時20分 沖縄県立中部病院会議室

(4) 入札書の提出方法 入札書は、郵送による場合を除き、入札の日までに入札書の提出場所へ持参すること。

なお、電報及び電送による入札は認めない。

(5) 郵送による入札を希望する場合の入札書の提出期限及び提出方法 平成18年3月6日（月）午後5時までに簡易書留郵便により提出すること。

6 入札保証金 入札金額の100分の5以上の金額を納付すること。ただし、次の(1)又は(2)のいずれかに該当するときは、入札保証金の納付が免除される。

(1) 保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、その証書を提出する場合

(2) 過去2年間における本県若しくは本県以外の地方公共団体又は国（独立行政法人、公社及び公団を含む。）との同種、同規模の契約の履行の証明書を提出する場合

7 入札の無効 次の入札は、無効とする。

(1) 入札参加資格のない者がした入札

(2) 同一人が同一事項についてした2通以上の入札

(3) 2人以上の者から委任を受けた者が行った入札

(4) 入札書の表記金額を訂正した入札

(5) 入札書の表記金額、氏名、印影又は重要な文字が誤脱し、又は不明な入札

(6) 入札条件に違反した入札

(7) 連合その他不正の行為があった入札

(8) 入札保証金が所定の金額に達しない者の行った入札

8 落札者の決定方法

(1) 有効な入札書を提出した者で、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをした者を、落札者とする。

(2) 落札となるべき同価格の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

9 その他

(1) 入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨とする。

(2) その他 詳細は、入札説明書による。

(3) 仕様に適合していることを確認するための提案書は平成18年2月20日（月）までに提出すること。

10 SUMMARY

(1) QUANTITY OF ARTICLES TO BE PURCHASED
Extracorporeal Shock Wave Lithotripter

(2) DELIVERY DEADLINE
March 31, 2006

(3) BIDDING EXPLANATION MEETING
2:20 p.m. February 7, 2006

(4) DATE OF BIDDING
2:20 p.m. March 7, 2006

(5) PLACE OF CONTACT FOR THE NOTICE
Okinawa Prefectural Chubu Hospital
Address:281 Miyazato,Uruma-city,Okinawa 904-2293 Japan

Telephone:098-973-4111

卸売市場法（昭和46年法律第35号）第6条第1項の規定により、平成12年度を基準年度とし、平成22年度を目標年度とする沖縄県卸売市場整備計画を定めた。

なお、当該計画書を沖縄県農林水産部流通政策課において縦覧に供する。

平成18年1月24日

沖縄県知事 稲 嶺 恵 一

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第5条第1項の届出に対する法第8条第1項及び第2項の規定による意見の概要について、同条第3項の規定により公告し、当該意見を次のとおり縦覧に供する。

平成18年1月24日

沖縄県知事 稲 嶺 恵 一

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名 称 コジマNEW那覇店

所在地 那覇市字安謝山後原664-5、664-9

2 法第8条第1項の規定による那覇市の意見の概要

(1) 道路管理に関する事

ア 店舗設置場所が安謝橋交差点に近接しており、駐車場への出入りに伴い、3箇所の駐車場出入りの動線が錯綜し混雑が予測されるので、道路管理者並びに交通管理者と十分調整し対策を講ずること。

イ 市道安謝北線からの駐車場への出入りに関し、「入口専用・出口専用」と個別に誘導することについて、再検討を要すること。

ウ 荷さばき施設への搬出入車両専用の出入口については、一般車両の駐車場の出入口との混同を避けるため、標識の設置を検討すること。

(2) 騒音に関する事

ア 騒音対策については、「大規模小売店舗を設置する者が配慮すべき事項に関する指針」における騒音の発生に係る事項を参考に、十分に留意すること。

イ 騒音規制法第6条に掲げる特定施設を設置する場合は届出を要すること。

ウ 騒音に関し、近隣住民から苦情等が発生しないよう十分に配慮すること。

(3) 廃棄物に関する事

ア 「那覇市一般廃棄物基本計画」に基づき、ごみの減量・資源化に努めること。

イ 当該店舗においては、那覇市廃棄物の減量化の推進及び適正処理に関する条例第25条、同規則第12条に規定する大規模事業所に該当するため、一般廃棄物減量計画を作成し、それに関する業務を担当させる一般廃棄物管理責任者を選任し、那覇市環境政策課へ届け出ること。

3 法第8条第2項の規定による意見の概要

意見書の提出なし

4 縦覧期間 平成18年1月24日から平成18年2月24日まで

5 縦覧場所 沖縄県観光商工部商工振興課

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第1項の規定により、建設業者の許可を次のとおり取り消した。

平成18年1月24日

沖縄県知事 稲 嶺 恵 一

1 (1) 処分をした年月日 平成17年12月2日

(2) 商号名 伸山建設株式会社

(3) 代表者名 山城明敏

(4) 所在地 浦添市安波茶三丁目7番6号

(5) 許可番号 沖縄県知事 許可（般-12）第6972号、沖縄県知事 許可（特-12）第6972号

(6) 処分の内容 建設業の許可の取消し

- (7) 処分の原因となった事実 平成17年11月7日付けで、建設業法第12条に基づき建設業を廃止した旨の届出があった。
- 2 (1) 処分をした年月日 平成17年12月2日
(2) 商号名 株式会社プレゼン21
(3) 代表者名 嘉数喬
(4) 所在地 宜野湾市真栄原一丁目21番1号
(5) 許可番号 沖縄県知事 許可(般-17)第9924号
(6) 処分の内容 許可した業種のうち建築工事業に関する一般建設業の許可の取消し
(7) 処分の原因となった事実 平成17年11月9日付けで、建設業法第12条に基づき建築工事業を廃止した旨の届出があった。
- 3 (1) 処分をした年月日 平成17年12月2日
(2) 商号名 有限会社丸仲土建
(3) 代表者名 仲宗根末光
(4) 所在地 伊江村字西江上2
(5) 許可番号 沖縄県知事 許可(般-17)第7947号、沖縄県知事 許可(特-17)第7947号
(6) 処分の内容 許可した業種のうち造園工事業に関する特定建設業の許可の取消し
(7) 処分の原因となった事実 平成17年11月9日付けで、建設業法第12条に基づき造園工事業を廃止した旨の届出があった。
- 4 (1) 処分をした年月日 平成17年12月2日
(2) 商号名 有限会社久米工業
(3) 代表者名 久米節子
(4) 所在地 沖縄市泡瀬二丁目25番7号
(5) 許可番号 沖縄県知事 許可(般-13)第9068号
(6) 処分の内容 許可した業種のうち土木工事業、とび・土工工事業、石工事業、鋼構造物工事業、舗装工事業及び水道施設工事業に関する一般建設業の許可の取消し
(7) 処分の原因となった事実 平成17年11月14日付けで、建設業法第12条に基づき土木工事業、とび・土工工事業、石工事業、鋼構造物工事業、舗装工事業及び水道施設工事業を廃止した旨の届出があった。
- 5 (1) 処分をした年月日 平成17年12月2日
(2) 商号名 株式会社司組
(3) 代表者名 下地一弘
(4) 所在地 宮古島市平良字下里178番地
(5) 許可番号 沖縄県知事 許可(般-17)第604号、沖縄県知事 許可(特-17)第604号
(6) 処分の内容 建設業の許可の取消し
(7) 処分の原因となった事実 平成17年11月16日付けで、建設業を廃止した旨の届出があった。
- 6 (1) 処分をした年月日 平成17年12月2日
(2) 商号名 有限会社丸正開発
(3) 代表者名 大城正樹
(4) 所在地 糸満市字照屋765番地
(5) 許可番号 沖縄県知事 許可(般-17)第9043号、沖縄県知事 許可(特-17)第9043号
(6) 処分の内容 許可した業種のうち建築工事業に関する一般建設業の許可の取消し
(7) 処分の原因となった事実 平成17年11月18日付けで、建設業法第12条に基づき建築工事業を廃止した旨の届出があった。
- 7 (1) 処分をした年月日 平成17年12月2日
(2) 商号名 株式会社エー・アンド・シー
(3) 代表者名 宮城一隆
(4) 所在地 那覇市首里崎山町3丁目34番
(5) 許可番号 沖縄県知事 許可(般-13)第10201号
(6) 処分の内容 建設業の許可の取消し
(7) 処分の原因となった事実 平成17年11月18日付けで、建設業を廃止した旨の届出があった。

- 8 (1) 処分をした年月日 平成17年12月2日
(2) 商号名 有限会社開南工業
(3) 代表者名 下地美華
(4) 所在地 沖縄市呉屋一丁目8番34号
(5) 許可番号 沖縄県知事 許可(般-14) 第8522号
(6) 処分の内容 許可した業種のうち建築工事業に関する一般建設業の許可の取消し
(7) 処分の原因となった事実 平成17年11月21日付けで、建設業法第12条に基づき建築工事業を廃止した旨の届出があった。
- 9 (1) 処分をした年月日 平成17年12月2日
(2) 商号名 有限会社住吉建設
(3) 代表者名 渡慶次範博
(4) 所在地 沖縄市仲宗根町15番16号
(5) 許可番号 沖縄県知事 許可(般-13) 第9094号、沖縄県知事 許可(般-15) 第9094号
(6) 処分の内容 許可した業種のうち土木工事業、とび・土工工事業、石工事業、鋼構造物工事業、舗装工事業、しゅんせつ工事業及び水道施設工事業に関する一般建設業の許可の取消し
(7) 処分の原因となった事実 平成17年11月22日付けで、建設業法第12条に基づき土木工事業、とび・土工工事業、石工事業、鋼構造物工事業、舗装工事業、しゅんせつ工事業及び水道施設工事業を廃止した旨の届出があった。
- 10 (1) 処分をした年月日 平成17年12月22日
(2) 商号名 仲程土建株式会社
(3) 代表者名 仲程實
(4) 所在地 宜野座村字惣慶1771番地の9
(5) 許可番号 沖縄県知事 許可(般-15) 第10号、沖縄県知事 許可(特-15) 第10号
(6) 処分の内容 許可した業種のうち造園工事業に関する特定建設業の許可の取消し
(7) 処分の原因となった事実 平成17年11月21日付けで、建設業法第12条に基づき造園工事業を廃止した旨の届出があった。
- 11 (1) 処分をした年月日 平成17年12月22日
(2) 商号名 有限会社宮松建設
(3) 代表者名 宮城辰雄
(4) 所在地 名護市字田井等435番地
(5) 許可番号 沖縄県知事 許可(般-17) 第88号、沖縄県知事 許可(特-17) 第88号
(6) 処分の内容 許可した業種のうち鉄筋工事業、板金工事業、ガラス工事業、塗装工事業、防水工事業、熱絶縁工事業及び建具工事業に関する特定建設業の許可の取消し
(7) 処分の原因となった事実 平成17年11月24日付けで、建設業法第12条に基づき鉄筋工事業、板金工事業、ガラス工事業、塗装工事業、防水工事業、熱絶縁工事業及び建具工事業を廃止した旨の届出があった。
- 12 (1) 処分をした年月日 平成17年12月22日
(2) 商号名 仲道建設
(3) 代表者名 仲道吉隆
(4) 所在地 久米島町字仲泊296-1
(5) 許可番号 沖縄県知事 許可(般-14) 第6954号
(6) 処分の内容 建設業の許可の取消し
(7) 処分の原因となった事実 平成17年12月5日付けで、建設業法第12条に基づき建設業を廃止した旨の届出があった。
- 13 (1) 処分をした年月日 平成17年12月22日
(2) 商号名 有限会社へんぞ塗装
(3) 代表者名 宮里和男
(4) 所在地 うるま市与那城字平安座8321番地
(5) 許可番号 沖縄県知事 許可(般-13) 第10166号

- (6) 処分の内容 建設業の許可の取消し
(7) 処分の原因となった事実 平成17年12月6日付けで、建設業法第12条に基づき建設業を廃止した旨の届出があった。
- 14(1) 処分をした年月日 平成17年12月22日
(2) 商号名 有限会社大東開発
(3) 代表者名 宮城郁夫
(4) 所在地 名護市字伊差川252番地の3
(5) 許可番号 沖縄県知事 許可(般-16)第9678号
(6) 処分の内容 許可した業種のうち管工事業に関する一般建設業の許可の取消し
(7) 処分の原因となった事実 平成17年12月12日付けで、建設業法第12条に基づき管工事業を廃止した旨の届出があった。
- 15(1) 処分をした年月日 平成17年12月22日
(2) 商号名 有限会社フジ設備工業
(3) 代表者名 中山富士男
(4) 所在地 金武町字屋嘉2863番地
(5) 許可番号 沖縄県知事 許可(般-12)第9985号、沖縄県知事 許可(般-16)第9985号
(6) 処分の内容 許可した業種のうち建築工事業に関する一般建設業の許可の取消し
(7) 処分の原因となった事実 平成17年12月14日付けで、建設業法第12条に基づき建築工事業を廃止した旨の届出があった。
- 16(1) 処分をした年月日 平成17年12月22日
(2) 商号名 有限会社清名設備工業
(3) 代表者名 名嘉政徳
(4) 所在地 恩納村字恩納6596番地の10
(5) 許可番号 沖縄県知事 許可(般-13)第5983号
(6) 処分の内容 建設業の許可の取消し
(7) 処分の原因となった事実 平成17年12月15日付けで、建設業法第12条に基づき建設業を廃止した旨の届出があった。
- 17(1) 処分をした年月日 平成18年1月6日
(2) 商号名 有限会社栄南建設
(3) 代表者名 名嘉山仁
(4) 所在地 南風原町字照屋92番地
(5) 許可番号 沖縄県知事 許可(般-13)第6777号、沖縄県知事 許可(特-13)第6777号
(6) 処分の内容 許可した業種のうち建築工事業に関する一般建設業の許可の取消し
(7) 処分の原因となった事実 平成17年12月13日付けで、建設業法第12条に基づき建築工事業を廃止した旨の届出があった。
- 18(1) 処分をした年月日 平成18年1月6日
(2) 商号名 有限会社悦本建設
(3) 代表者名 悦伸夫
(4) 所在地 浦添市仲西三丁目5番5号
(5) 許可番号 沖縄県知事 許可(般-12)第340号
(6) 処分の内容 許可した業種のうち土木工事業、とび・土工工事業、石工事業、舗装工事業及び水道施設工事業に関する一般建設業の許可の取消し
(7) 処分の原因となった事実 平成17年12月14日付けで、建設業法第12条に基づき土木工事業、とび・土工工事業、石工事業、舗装工事業及び水道施設工事業を廃止した旨の届出があった。
- 19(1) 処分をした年月日 平成18年1月6日
(2) 商号名 株式会社中部ユティリティ
(3) 代表者名 吉里重行
(4) 所在地 沖縄市字美里1160番地1
(5) 許可番号 沖縄県知事 許可(般-14)第239号、沖縄県知事 許可(特-14)第239号

- (6) 処分の内容 許可した業種のうち清掃施設工事業に関する一般建設業の許可の取消し
- (7) 処分の原因となった事実 平成17年12月16日付けで、建設業法第12条に基づき清掃施設工事業を廃止した旨の届出があった。
- 20(1) 処分をした年月日 平成18年1月6日
- (2) 商号名 有限会社マルキ建設工業
- (3) 代表者名 岸本薫
- (4) 所在地 うるま市字江洲198番地
- (5) 許可番号 沖縄県知事 許可(般-16)第4918号、沖縄県知事 許可(特-16)第4918号
- (6) 処分の内容 許可した業種のうち大工工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロック工事業、内装仕上工事業及び造園工事業に関する一般建設業の許可の取消し
- (7) 処分の原因となった事実 平成17年12月20日付けで、建設業法第12条に基づき大工工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロック工事業、内装仕上工事業及び造園工事業を廃止した旨の届出があった。
- 21(1) 処分をした年月日 平成18年1月6日
- (2) 商号名 株式会社新八土建
- (3) 代表者名 新垣清八
- (4) 所在地 那覇市小禄1丁目42番12号
- (5) 許可番号 沖縄県知事 許可(般-14)第4439号、沖縄県知事 許可(特-14)第4439号
- (6) 処分の内容 許可した業種のうち鉄筋工事業に関する一般建設業の許可の取消し
- (7) 処分の原因となった事実 平成17年12月20日付けで、建設業法第12条に基づき鉄筋工事業を廃止した旨の届出があった。
- 22(1) 処分をした年月日 平成18年1月6日
- (2) 商号名 丸安組
- (3) 代表者名 上門安昭
- (4) 所在地 うるま市字川田466番地
- (5) 許可番号 沖縄県知事 許可(般-13)第4691号
- (6) 処分の内容 建設業の許可の取消し
- (7) 処分の原因となった事実 平成17年12月21日付けで、建設業法第12条に基づき建設業を廃止した旨の届出があった。
- 23(1) 処分をした年月日 平成18年1月6日
- (2) 商号名 有限会社伊敷開発
- (3) 代表者名 伊敷幸則
- (4) 所在地 糸満市字小波蔵103番地
- (5) 許可番号 沖縄県知事 許可(般-14)第7821号
- (6) 処分の内容 許可した業種のうち建築工事業、電気工事業及び造園工事業に関する一般建設業の許可の取消し
- (7) 処分の原因となった事実 平成17年12月21日付けで、建設業法第12条に基づき建築工事業、電気工事業及び造園工事業を廃止した旨の届出があった。
- 24(1) 処分をした年月日 平成18年1月6日
- (2) 商号名 有限会社総合通信
- (3) 代表者名 當間信一
- (4) 所在地 那覇市古波蔵221番地3
- (5) 許可番号 沖縄県知事 許可(般-13)第6591号
- (6) 処分の内容 建設業の許可の取消し
- (7) 処分の原因となった事実 平成17年12月22日付けで、建設業法第12条に基づき建設業を廃止した旨の届出があった。
- 25(1) 処分をした年月日 平成18年1月6日
- (2) 商号名 有限会社大光建設
- (3) 代表者名 名嘉正治
- (4) 所在地 伊是名村字諸見4937番地の2

- (5) 許可番号 沖縄県知事 許可（般-17）第2245号
 (6) 処分の内容 許可した業種のうち造園工事業に関する一般建設業の許可の取消し
 (7) 処分の原因となった事実 平成17年12月22日付けで、建設業法第12条に基づき造園工事業を廃止した旨の届出があった。
- 26(1) 処分をした年月日 平成18年1月6日
 (2) 商号名 有限会社具志堅建設
 (3) 代表者名 具志堅健
 (4) 所在地 名護市宮里三丁目9番10号
 (5) 許可番号 沖縄県知事 許可（特-17）第529号
 (6) 処分の内容 建設業の許可の取消し
 (7) 処分の原因となった事実 平成17年12月26日付けで、建設業法第12条に基づき建設業を廃止した旨の届出があった。
- 27(1) 処分をした年月日 平成18年1月6日
 (2) 商号名 株式会社シンテック
 (3) 代表者名 新里順一
 (4) 所在地 那覇市銘苅2丁目4番51号
 (5) 許可番号 沖縄県知事 許可（般-12）第8477号、沖縄県知事 許可（特-12）第8477号、沖縄県知事 許可（般-13）第8477号
 (6) 処分の内容 許可した業種のうち塗装工事業に関する一般建設業の許可の取消し
 (7) 処分の原因となった事実 平成17年1月4日付けで、建設業法第12条に基づき塗装工事業を廃止した旨の届出があった。

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により、那覇広域都市計画道路を変更する予定であるので、次のとおり当該都市計画の案を縦覧に供する。

なお、当該都市計画の案について、関係市町村の住民及び利害関係人は、縦覧期間満了の日までに知事に意見書を提出することができる。

平成18年1月24日

沖縄県知事 稲 嶺 恵 一

- 1 都市計画の名称 3・3・4号崇元寺姫百合線
- 2 都市計画を変更する土地の区域 那覇市牧志2丁目、3丁目及び安里2丁目
- 3 縦覧期間 平成18年1月24日から平成18年2月7日まで
- 4 縦覧場所 沖縄県土木建築部都市計画・モノレール課及び那覇市都市計画部都市計画課

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により、那覇広域都市計画河川を変更する予定であるので、次のとおり当該都市計画の案を縦覧に供する。

なお、当該都市計画の案について、関係市町村の住民及び利害関係人は、縦覧期間満了の日までに知事に意見書を提出することができる。

平成18年1月24日

沖縄県知事 稲 嶺 恵 一

- 1 都市計画の名称 1号安里川
- 2 都市計画を変更する土地の区域 那覇市牧志2丁目、3丁目及び安里2丁目
- 3 縦覧期間 平成18年1月24日から平成18年2月7日まで
- 4 縦覧場所 沖縄県土木建築部都市計画・モノレール課及び那覇市都市計画部都市計画課

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により、那覇広域都市計画道路を変更する予定であるので、次のとおり当該都市計画の案を縦覧に供する。

なお、当該都市計画の案について、関係市町村の住民及び利害関係人は、縦覧期間満了の日までに知事に意見書を提出することができる。

平成18年1月24日

沖縄県知事 稲 嶺 恵 一

- 1 都市計画の名称 3・4・20号国際通り線
- 2 都市計画を変更する土地の区域 那覇市安里1丁目
- 3 縦覧期間 平成18年1月24日から平成18年2月7日まで
- 4 縦覧場所 沖縄県土木建築部都市計画・モノレール課及び那覇市都市計画部都市計画課

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により、那覇広域都市計画道路を変更する予定であるので、次のとおり当該都市計画の案を縦覧に供する。

なお、当該都市計画の案について、関係市町村の住民及び利害関係人は、縦覧期間満了の日までに知事に意見書を提出することができる。

平成18年1月24日

沖縄県知事 稲 嶺 恵 一

- 1 都市計画の名称 3・4・85号龍潭線
- 2 都市計画を変更する土地の区域 那覇市首里山川町1丁目及び池端町
- 3 縦覧期間 平成18年1月24日から平成18年2月7日まで
- 4 縦覧場所 沖縄県土木建築部都市計画・モノレール課及び那覇市都市計画部都市計画課

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により、那覇広域都市計画道路を変更する予定であるので、次のとおり当該都市計画の案を縦覧に供する。

なお、当該都市計画の案について、関係市町村の住民及び利害関係人は、縦覧期間満了の日までに知事に意見書を提出することができる。

平成18年1月24日

沖縄県知事 稲 嶺 恵 一

- 1 都市計画の名称 3・3・14号真和志中央線
- 2 都市計画を変更する土地の区域 那覇市字松川
- 3 縦覧期間 平成18年1月24日から平成18年2月7日まで
- 4 縦覧場所 沖縄県土木建築部都市計画・モノレール課及び那覇市都市計画部都市計画課

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により、那覇広域都市計画道路を変更する予定であるので、次のとおり当該都市計画の案を縦覧に供する。

なお、当該都市計画の案について、関係市町村の住民及び利害関係人は、縦覧期間満了の日までに知事に意見書を提出することができる。

平成18年1月24日

沖縄県知事 稲 嶺 恵 一

- 1 都市計画の名称 3・3・15号新都心牧志線
- 2 都市計画を変更する土地の区域 那覇市字安里安里原及び上之屋後苗代原
- 3 縦覧期間 平成18年1月24日から平成18年2月7日まで
- 4 縦覧場所 沖縄県土木建築部都市計画・モノレール課及び那覇市都市計画部都市計画課

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により、那覇広域都市計画道路を変更する予定であるので、次のとおり当該都市計画の案を縦覧に供する。

なお、当該都市計画の案について、関係市町村の住民及び利害関係人は、縦覧期間満了の日までに知事に意見書を提出することができる。

平成18年1月24日

沖縄県知事 稲 嶺 恵 一

- 1 都市計画の名称 3・4・5号松川石嶺線
- 2 都市計画を変更する土地の区域 那覇市首里平良町2丁目

- 3 縦覧期間 平成18年1月24日から平成18年2月7日まで
- 4 縦覧場所 沖縄県土木建築部都市計画・モノレール課及び那覇市都市計画部都市計画課

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により、那覇広域都市計画区域区分を変更する予定であるので、次のとおり当該都市計画の案を縦覧に供する。

なお、当該都市計画の案について、関係市町村の住民及び利害関係人は、縦覧期間満了の日までに知事に意見書を提出することができる。

平成18年1月24日

沖縄県知事 稲 嶺 恵 一

- 1 都市計画の名称 区域区分
- 2 都市計画を変更する土地の区域 西原町字徳佐田徳佐田、棚原浅原、棚原前原、翁長坂田升及び幸地小又
- 3 縦覧期間 平成18年1月24日から平成18年2月7日まで
- 4 縦覧場所 沖縄県土木建築部都市計画・モノレール課及び西原町都市計画課

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により、那覇広域都市計画下水道を変更する予定であるので、次のとおり当該都市計画の案を縦覧に供する。

なお、当該都市計画の案について、関係市町村の住民及び利害関係人は、縦覧期間満了の日までに知事に意見書を提出することができる。

平成18年1月24日

沖縄県知事 稲 嶺 恵 一

- 1 都市計画の名称 中部第一流域下水道
- 2 都市計画を変更する土地の区域 那覇市古波蔵四丁目、字国場国場原及び前原並びに字仲井真西オフリー原及び東オフリー原並びに南風原町字津嘉山志良堂原、山垣原、川下原及び前川原並びに字山川真志久原
- 3 縦覧期間 平成18年1月24日から平成18年2月7日まで
- 4 縦覧場所 沖縄県土木建築部都市計画・モノレール課、那覇市都市計画部都市計画課 及び南風原町経済建設部都市計画課

収 用 委 員 会 事 項

沖縄県収用委員会告示第1号

日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う土地等の使用等に関する特別措置法（昭和27年法律第140号）第14条の規定により適用される土地収用法（昭和26年法律第219号）第45条の2の規定により、次のとおり使用の裁決手続の開始を決定した。

平成18年1月24日

沖縄県収用委員会
会 長 玉 城 辰 彦

- 1 起業者の名称 那覇防衛施設局長
- 2 事業の種類 日本国に駐留するアメリカ合衆国軍隊が使用する牧港補給地区の用に供するための使用
- 3 裁決手続の開始を決定した土地の所在、地番、地目及び地積等

所 在	地番	地目	地 積(m ²)		使用しようとする土地の面積(m ²)
			登記簿	実測	
沖縄県浦添市字城間西空寿	1556-1	墓地	148	148.05	148.05

4 土地所有者の氏名及び住所

氏 名	住 所
古波藏 豊	沖縄県浦添市字城間二丁目4番17号

5 土地に関して権利を有する関係人の氏名、住所及びその権利の種類 なし

6 裁決手続の開始を決定した年月日 平成18年1月12日

沖縄県収用委員会告示第2号

土地収用法（昭和26年法律第219号）第45条の2の規定により、次のとおり収用の裁決手続の開始を決定した。

平成18年1月24日

沖縄県収用委員会

会長 玉城 辰彦

- 1 起業者の名称 嘉手納町
- 2 事業の種類 中部広域都市計画新町・ロータリー地区第二種市街地再開発事業（施行区域：嘉手納町字嘉手納嘉手納原の一部、西原の一部、仲原の一部及び前原の一部）
- 3 裁決手続の開始を決定した土地の所在、地番、地目及び地積等

所 在	地 番	地 目		地 積(m ²)		収用しようとする土地の面積(m ²)
		登記簿	現況	登記簿	実測	
沖縄県中頭郡嘉手納町字嘉手納仲原	473番8	宅地	宅地	12.07	12.07	12.07
沖縄県中頭郡嘉手納町字嘉手納仲原	473番10	宅地	宅地	212.75	214.33	214.33

4 土地所有者の氏名及び住所

氏 名	住 所
古謝克宏	沖縄県中頭郡嘉手納町字水釜550番地

5 土地に関して権利を有する関係人の氏名、住所及びその権利の種類

氏 名	住 所	権利の種類
金城陸秀	沖縄県沖縄市照屋一丁目8番5号	賃借権

6 裁決手続の開始を決定した年月日 平成18年1月12日

発行所 沖縄県総務部 総務私学課 電話 098-866-2074	印刷所 有限会社 金城印刷 〒901-0305 糸満市西崎町五丁目9-16 販売所 株式会社リウボウ(沖縄県官報販売所) 〒900-8503 那覇市久茂地1丁目1番1号・デパートリウボウ内1F 購読料 1部1箇月1,800円
---	--